

公益社団法人日本スカッシュ協会

通報及び相談窓口設置に関する規程

第1条（目的）

本規程は、公益社団法人日本スカッシュ協会（以下「本協会」という。）の組織運営及び事業推進における公益財団法人日本スカッシュ協会倫理・コンプライアンス規程に違反する行為に関する通報及び相談窓口の設置並びにその受付及び対応に係る手続について必要な事項を定める。

第2条（通報及び相談窓口）

倫理委員会の下に通報及び相談窓口を置き、その連絡先は協会ホームページ記載の通報相談窓口とする。

第3条（対象となる行為）

通報及び相談窓口で受け付ける内容は、倫理・コンプライアンス規程第1条に定める役職員、スタッフ及び各専門委員会の委員、並びに運営関係者及び登録競技者、各支部関係者、学連等の本協会の諸制度に基づき登録等の倫理規程違反行為とする。但し、その趣旨に鑑み、次に掲げる内容は取り扱わないものとする。

- (1) 個人的な誹謗中傷及び不平不満
- (2) 国・地方公共団体、学校等教育機関（部活動含む。）、及び企業、関連団体その他本協会以外の組織・団体内部に係る事項並びに係争中の事項
- (3) 一般的な意見照会事項

第4条（受付方法）

通報及び相談は、協会ホームページ（<https://squash.or.jp/about/summary/info.html>）記載の通報相談窓口、電子メール又は文書によって行うものとする。

第5条（手続）

受け付けられた通報及び相談は、次の手続により処理するものとする。

- (1) 通報及び相談を受けた窓口は、速やかにその内容を確認し、倫理委員会に報告をする。
- (2) 報告を受けた倫理委員会は、倫理・コンプライアンス規程第12条に従って調査し、理事会に対して検討結果を報告する。
- 2 通報及び相談につき十分な資料や証拠の提出が得られない場合、又は関係当事者から事情聴取を行うことができない場合等、必要な調査及び事実確認が困難であると認めるときは、前項に定める手続を行わないものとする。

第6条（情報の保護）

本協会及び本規程に定める業務に携わる者は、相談窓口寄せられた相談にかかる事実（相談者や相談内容に登場する人物等の氏名や属性等個人を特定しうる情報を含む。）を秘密として保持し、これを漏らしてはならない。

- 2 本協会は、相談窓口を外部に委託する場合は、委託先に対して、前項と同様の守秘義務を課すも

のとする。

- 3 本協会は、前 2 項の定める義務に違反して、秘密を洩らした者に対し、本協会の定める処分手続規程に従って相当な処分を科すものとする。
- 4 相談に基づく事実確認にあたり、本協会、相談窓口の担当者、確認担当者、その他情報を知り得た者は、相談者、確認対象者及び確認協力者等の信用、名誉、及びプライバシー等に配慮しなければならない。

第 7 条（不利益取扱いの禁止）

本協会は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行わない。

第 8 条（結果の開示）

第 5 条により通報及び相談について必要な対応を講じた場合には、相談者にその内容を開示するものとする。当該相談内容に関し正当な利害を有する者から申出があったときも、同様とする。

- 2 前項に定める者以外からの開示請求には応じない。但し、法令等の定めによる場合等、正当な理由があるときは、この限りではない。

第 9 条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和5年(2023年)6月18日から施行する。

(令和5年3月12日理事会決議)